

令和7年3月25日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項第一号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公表いたします。

被処分者 菅 拓哉 (江東支部)

処分年月日 令和7年3月25日 (理事会議決日)

処分内容 訓告
(東京都行政書士会会則第23条第1項第一号)

処分理由 (違反している規則、会則)
① 行政書士法第8条第3項 (事務所)
② 行政書士法施行規則第10条 (領収証)
③ 東京都行政書士会会則第28条の2 (領収証)

被処分者は、令和5年9月15日にS会員の使用人として行政書士登録をした。使用人とはいいながら、S会員の事務所があるレンタルオフィス内に個人ブースを借りており、そこで個人で直接受注した行政書士業務を、S会員による就業管理を受けずに行っていた。これは、行政書士法第8条第3項 (事務所) に違反する。なお、令和6年5月18日個人開業に変更登録申請を行っている。

また、自身が直接受任した案件について、日本行政書士会連合会所定様式の領収証の他にS会員が代表を務める合同会社名義で領収証を発行している。これは、行政書士法施行規則第10条 (領収証)、東京都行政書士会会則第28条の2 (領収証) に違反する。

以上の理由から上記の処分を科す。